

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津野町	芳生野地区(保井川団地、保井川、下野、芳生野奈路、古味口、上古味口、旧宮、谷の内、郷内、王在家、枝ヶ谷、口目ヶ市、日曾の川)	令和4年3月18日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	58.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	34.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	22.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

アンケート回答者のうち、地区内の70歳以上の農業者が占める農地面積割合は約65%、農地22.7haである。新規就農者を含めた若年層の農地の受けての確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

津野町は典型的な中山間地域であり、芳生野地区では施設園芸・露地野菜・茶を主体とした経営体が多く、主にミョウガ、米ナス、茶の栽培が多い地域である。

中心となる経営体である認定農業者は、国・県の補助制度を活用し、低コストで生産できる体制づくりを進める。農地集積については、山間に農地が点在しているため、大規模な農地集約は難しいが、高齢農家等の所有する農地を中心となる経営体に集積を進めるとともに、せまち直し等の基盤整備にも力を入れていく。

新規就農者の支援として、国・県・町の新規就農者支援事業を利用するとともに、ハード面ではレンタルハウス整備事業等での支援を進めていく。

農地利用は、中心経営体である認定農業者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規農業者の受け入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。